

- ・加入される方は、右記リンク先の「パンフレット別冊」に記載の、「ご加入内容確認事項」および「重要事項のご説明」について、PDFファイルにより提供を受けることに同意いただき、必ずお読みいただきますようお願いいたします。（書面ではなくPDFファイルでのご提供になります。）
- ・リンク先のPDFファイルはご加入ご自身の端末に保存または印刷いただけますようお願いいたします。
- ・電子パンフを参照できる環境にない方や書面での「パンフレット別冊」を希望される方は必ず代理店・扱者までご連絡ください。



2023年度 明治学院中学校・明治学院東村山高等学校

生徒総合補償制度

（学生・子ども総合保険）

保護者の皆さまへ

ご入学おめでとうございます

この保険は、明治学院中学校・明治学院東村山高等学校にご入学された方の制度で、学校法人明治学院が保険契約者となる団体契約です。

団体割引 20% 適用

（※）前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

賠償事故を補償

学校生活で起こりやすい下記のような第三者に対する賠償事故を補償します。

- ・自転車通学中に他人に衝突、接触してケガを負わせてしまった…
- ・クラブの合宿先の旅館の設備を壊してしまった…

充実した補償

国内のみならず、海外も補償の対象地域です。（一部を除く）すべてのプランに特約をセットしているため、下記のような場合も補償対象です。

- ・O-157等の特定感染症
- ・細菌性・ウイルス性食中毒
- ・熱中症による身体障害

手続きが簡単

- ・WEBでのお申込＜クレジットカード払＞ができて手続きが簡単です。
- ※WEBでのお申込＜クレジットカード払＞を希望されない方は同封の「払込取扱票」に必要事項をご記入のうえ、ゆうちょ銀行・または郵便局からお振込みいただくことで申込が完了します。
- ・入学時のお手続きのみで保険期間3年間または6年間が補償されます。
- ・医師の診査不要です。

保 険 期 間

3年間プラン 2023年4月1日午前0時※から2026年4月1日午後4時まで 3年間

6年間プラン 2023年4月1日午前0時※から2029年4月1日午後4時まで 6年間

※3月中に払込みが確認できなかった場合は、確認できた翌日からの補償開始となります。

（ご注意）保険期間の始期が午前0時から始まるため、保険始期以前に他の学生・子ども保険・傷害保険等がある場合、その保険終期が2023年4月1日午後4時であると、この保険と16時間重複することになります。この場合事故および保険内容によって両方の保険が支払対象となる場合がありますのでご注意ください。

募 集 締 切 日

一次締切 2023年3月30日(木)まで ※4月1日から補償開始

二次締切 2023年4月26日(水)まで

※クレジットカード払⇒お申込日の翌月1日から補償開始 ※払込取扱票⇒払込が確認できた翌日から補償開始

お 申 込 方 法

WEB＜クレジットカード払＞からお申込みください。

※「WEBによる手続き簡単ガイド」チラシをご参照ください。

または同封の払込取扱票（生徒総合補償制度申込書（加入申込書））に必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局よりお手続きください。

ご 加 入 者 (申 込 人)

明治学院中学校・明治学院東村山高等学校に在籍する生徒の保護者の方

被 保 険 者 (補 償 の 対 象 者)

明治学院中学校・明治学院東村山高等学校に在籍する生徒の方（入学等手続きを終えた方を含みます。）※賠償責任保険金はご家族も対象となります。

◎学業費用補償・育英費用補償の場合は、被保険者の「扶養者」が補償の対象者となります。
また扶養者になれる方の詳細は、契約概要のご説明をお読みください。

明治学院中学校・明治学院東村山高等学校生徒総合補償制度は

学生生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

I. 学資費用補償・育英費用補償

<学資費用補償>

下記の事例のように扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、保険金額を限度に授業料などの学費(実額)をお支払いします。

(例)入学後、ある日突然、学費を負担していた父親が交通事故で亡くなってしまった。

<疾病学資費用補償>(S3・S6セット)

扶養者が病気により死亡された場合にも保険金額を限度に学費(実額)をお支払いします。

<育英費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。



II. 生徒本人のケガの補償(傷害補償)

国内・外を問わずお子さまがケガにより死亡された場合、後遺障害が生じた場合、入院、手術、通院をした場合にお支払いします。特定感染症を発病した場合も、後遺障害・入院・通院を補償します。(死亡・手術は補償対象外。)



III. 生徒本人の病気の補償(疾病補償)

お子さまが国内・外を問わず病気により入院、手術をした場合、放射線治療を受けた場合にお支払いします。

特定感染症を発病した場合、疾病補償からも保険金をお支払いします。



IV. 天災危険補償

天災危険補償特約がセットされていますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金、育英費用保険金、学資費用保険金をお支払いします。(特定感染症の発病は補償対象外。)

(例)地震によってビルの割れた窓ガラスにあたり、ケガを負ってしまった。



V. 賠償責任補償(受託物の破損等の事故も補償)

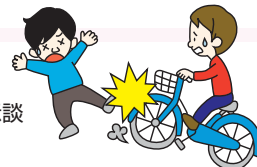
他人にケガをさせたり他人の物を壊す等して法律上の損害賠償責任を負った場合などの補償です。ご家族も補償※されます。示談交渉サービス付(国内のみ)。

(例)過って他人にぶつかり、大ケガを負わせ損害賠償を請求されることになってしまった。

※賠償責任保険金の被保険者の範囲は、①本人、②親権者およびその他の法定監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子

・「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人(お子さまご本人)をいいます。

・なお、①から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。詳しくは「学生・子ども総合保険パンフレット別冊」をご参照ください。



他人に
ケガをさせたり
他人の物を壊す等
した場合

お子さまの自転車事故だけでなく、 受託物の破損等に備えませんか?

皆さまの身の回りには、多くのリスクが隠れています。最近はスマホによる衝突事故など、現代かつ学生ならではの事故が増えてきています。

生徒総合補償制度の賠償責任補償で、これらの事故に備えることができます。

お子さまがご加入されますと、お子さまご本人はもちろん、ご家族も補償の対象になります。

※賠償責任補償の被保険者の範囲について

お子さまご本人だけでなく、保険金支払事由発生時において次の関係の方が自動的に被保険者となります。

- a) ご本人の親権者(法定監督義務者を含みます。)
- b) ご本人の配偶者
- c) ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と同居の本人・配偶者の親族(注)
- d) ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子

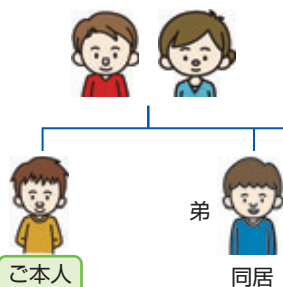
(注)「親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

●ご本人またはa)～d)の方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。

賠償責任補償の被保険者の範囲

<家族構成の例>

両親(本人の親権者)



補償対象外

●ご本人もしくはご本人の親権者と同居でない親族は対象外となります。

※詳しくは「学生・子ども総合保険パンフレット別冊」をご参照ください。

加入セットは皆さまのニーズに合わせてお選びください。

Point 1 団体割引20%適用!! **Point 2** 1日あたりの保険料:約57円!! (S3セットの場合)



Q.1 補償期間は何年間をご希望ですか？

3年間(高校生用)

6年間(中学生用)

Q.2 扶養者が病気により死亡された場合の学資費用補償は必要ですか？

必要あり

必要なし

S3セット

A3・B3・C3セット

Q.2 扶養者が病気により死亡された場合の学資費用補償は必要ですか？

必要あり

必要なし

S6セット

A6・B6・C6セット

保険金額・保険料		3年間(高校生用)〔保険期間3年〕				6年間(中学生用)〔保険期間6年〕					
		学資費用 ケガ+病気補償		学資費用 ケガのみ補償		学資費用 ケガ+病気補償		学資費用 ケガのみ補償			
セット名と 保険料 (一時払)		加入率 No.1!	S3	A3	B3	C3	加入率 No.1!	S6	A6	B6	C6
			62,000円	58,000円	44,000円	39,000円		98,000円	91,000円	74,000円	70,000円
補償内容	Ⅰ 学資費用 育英費用 補償	学資費用保険金額(ケガ) (注1)(注2)	(1年につき)70万円				(1年につき)70万円				
		疾病学資費用保険金額(病気) (注1)(注2)	(1年につき) 50万円	—			(1年につき) 50万円	—			
		育英費用保険金額(ケガ)(注1)	(一時金)300万円				(一時金)200万円				
	Ⅱ ケガの 生徒本人の 補償	死亡・後遺障害保険金額	139.5万円	124.3万円	46.7万円	50.3万円	113.7万円	69.1万円	57.3万円	55.8万円	
		入院保険金日額(1日につき)	3,500円	3,500円	3,000円	3,000円	3,000円	3,500円	2,500円	2,000円	
		手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 入院保険金日額の5倍				入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 入院保険金日額の5倍				
		通院保険金日額(1日につき)	3,500円	3,500円	2,500円	2,000円	2,000円	2,500円	2,000円	2,000円	
	Ⅲ 病気の 生徒本人の 補償	疾病入院保険金日額(1日につき)	3,000円	3,500円	2,500円	2,000円	2,500円	3,000円	2,000円	1,500円	
		支払限度日数:180日 支払対象期間:180日									
		疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 疾病入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 疾病入院保険金日額の5倍				入院中に受けた手術の場合は 疾病入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 疾病入院保険金日額の5倍				
放射線治療保険金		1回の放射線治療について疾病入院保険金日額の10倍				1回の放射線治療について疾病入院保険金日額の10倍					
Ⅳ 天災危険補償		Ⅰ・Ⅱのケガの補償が対象となります。 (Ⅰの疾病学資費用、特定感染症は対象外です。)				Ⅰ・Ⅱのケガの補償が対象となります。 (Ⅰの疾病学資費用、特定感染症は対象外です。)					
Ⅴ 賠償責任補償		1億円 (記録情報限度額500万円)				1億円 (記録情報限度額500万円)					

※中学生で補償期間3年間をご希望の方も加入できます。お手続きにつきましては、代理店・扱者までお問い合わせください。

生徒本人のケガの補償(全セット)には「特定感染症」の発病による後遺障害・入院・通院の補償がセットされています。保険金額は本人のケガの補償に同じ。ただし、死亡保険金および手術保険金の補償はありません。

生徒本人の疾病の補償(全セット)には入院・手術・放射線治療の補償がセットされています。

<賠償責任(賠償責任条項の一部変更に関する特約:全セット)>他人にケガをさせたり物を壊す等して法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

(注1)<育英費用(全セット)>扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。

<学資費用(学業費用補償特約:全セット)>扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、保険金額を限度に授業料などの学費(実額)をお支払いします。

<疾病学資費用(疾病による学業費用補償特約(保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約(疾病による学業費用補償特約用)):S3・S6セット)>扶養者が病気により死亡された場合に、保険金額を限度に授業料などの学費(実額)をお支払いします。

(注2)学資費用保険金・疾病学資費用保険金の学業費用支払対象期間は2026年4月1日まで(3年間(高校生用)セット)または2029年4月1日まで(6年間(中学生用)セット)です。

全セットに天災危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされています。

※上記は職種級別A(学生、事務職等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

※育英費用保険金・賠償責任保険金等においては補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

保険金のお支払事例 ～たとえばこんなことが起こったら～

例1 お子さまが部活動中に熱中症にかかり、5日間入院、退院後3日間通院した。



例2 お子さまがスポーツで腕を複雑骨折し、10日間入院。手術を受けて退院後20日間通院した。



例3 お子さまが自転車に乗っていて過って通行人に衝突し、ケガをさせ損害賠償責任を負った。



例4 お子さまが盲腸で5日間入院、手術を受けた。



事故が起こったら

事故が起こったら

電話連絡をしてください

請求書を提出

保険金が支払われます

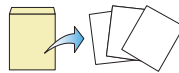
早急に
(30日以内に)ご連絡を



三井住友海上へのご連絡は24時間365日
事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター
0120-258-189(無料)



必要な書類が送付されますので、できるだけ早く書類を提出ください。



ご指定の金融機関にお支払いします。



※WEBによる事故連絡・保険金請求お手続きも行っております。
WEB対応できない事故もありますので、WEB画面をご覧ください。

WEB画面
「三井住友海上保険金請求WEB」はこちら



お申込方法・ご加入方法

「WEBによる手続き簡単ガイド」をご参照いただき、
高校生用または中学生用のいずれかの2次元バーコードから
アクセスし、お手続きください。

お申込み・クレジットカード決済を完了されましたら、
加入者証を郵送いたします。
詳細につきましては下記「加入者証」記載の通りです。

または

ご加入セットをご選択ください。
次に、ご加入セットの保険
料をご確認ください(保険
料はすべて一時払です)。



同封しております払
込取扱票の記入例を
参考にして必要事項
をご記入ください。



最寄りのゆうちょ銀
行または郵便局で保
険料をお振込みくだ
さい。



加入者証

この制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、郵送いたします。
ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

◎ 加入者証郵送時期：5月中旬～6月初旬頃

保険契約者

この保険は学校法人明治学院が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

共同保険について

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。

三井住友海上火災株式会社(幹事会社)
共栄火災海上保険株式会社(非幹事会社)

(なお、共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します。)

お問い合わせ先

●代理店・扱者

株式会社明治学院サービス

TEL 03-5421-1555

〒108-0071 東京都港区白金台1-2-37

●引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)

広域法人部営業第三課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

共栄火災海上保険株式会社